

令和3年度
公立大学法人宮城大学年度計画

令和3年3月
公立大学法人宮城大学

公立大学法人宮城大学
令和3年度計画目次

第1	教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	教育	2
2	研究	8
3	教育研究環境の整備	8
第2	地域貢献等に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	地域貢献	9
2	国際交流	10
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	運営の改善	10
2	人事の適正化	11
3	事務等の効率化・合理化	11
第4	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	自己収入の確保	11
2	経費の抑制	11
3	資産の運用管理の改善	11
第5	教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	自己点検・評価の充実	12
2	情報公開の推進等	12
第6	その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	施設設備の整備・活用等	12
2	安全管理等	13
3	人権の尊重	13
第7	予算、収支計画及び資金計画	
1	予算（令和3年度）	14
2	収支計画（令和3年度）	15
3	資金計画（令和3年度）	16
第8	短期借入金の限度額	
1	短期借入金の限度額	16
2	想定される理由	16
第9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	16
第10	剰余金の使途	16
第11	県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第7条第1号から第3号関係）	
1	積立金の処分に関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）	16
2	人事に関する計画	16
3	施設設備に関する計画	17

第1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 入学者の受入

イ 学士課程

(アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜試験の実施)【1】

- アドミッション・ポリシーに基づいた各入学者選抜試験を適切に運営するとともに、入試ミス防止のため、作題査読体制の強化やマニュアルの見直し等を進める。
- 公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱第8条第1号のアドミッションサイクルに基づき、必要に応じてアドミッション・ポリシーを改正する。

(高校訪問や入試説明会等の広報活動を通じた出願者の確保)【2】

- 高校生や高校教員等に対して本学で学修すること等の魅力を伝えるため、オープンキャンパスや高校訪問、各種広報媒体による広報活動等の効果的な在り方を追求し、本学への関心を持つ学生の増加に努める。これにより、第一志望とする出願者及び入学者の増加へとつなげる。
- 特に、令和4年度からの学類改編(生物生産学類)や新たな教育課程について対外的な訴求を行う。

[指標] 本学を第一志望とする入学者数の割合(66%以上/年)

(国の動向や入試IR等を踏まえた入学者選抜制度の検討・改善)【3】

- アドミッションセンターが中心となり、基盤教育群との連携や外部専門事業者への委託等を通じて入学者のデータを整理、分析し、入試制度の改善等につなげる。
- 特に、令和3年度入学者選抜の結果を検証し、制度見直しによる志願者及び入学者の動向変容等について調査分析を行うほか、新学習指導要領に対応した令和7年度入学者選抜の制度設計を進める。

(国の動向や県内高校のニーズ等を踏まえた高大連携事業の展開)【4】

- 高大連携推進室を中心とした高大連携事業の運営体制を継続し、高等学校から大学へのスムーズな移行を支援するとともに、相互の教育の質を高めることによる地域教育ネットワークを構築する。
- その一環として実施している高大連携事業調整会議については、高等学校との対話、意見交換を踏まえ、内容の充実を図るとともに、相互の共通課題を解決する研究会等の実施を通じて、次世代を担う人材育成に貢献する。また、教育委員会を含めた「高大連携研究協議会(仮称)」の構想について、高等学校等と情報交換を行い、引き続き協議、検討を進める。
- アカデミック・インターンシップについては、プログラムの内容強化など効果的な実施方法について検討する。
- 高等学校からの依頼により、大学見学・出前講義、探究型学習の指導支援及び高校教員向け研修会を実施する。

ロ 大学院課程

(アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜試験の実施)【5】

- アドミッション・ポリシーに基づいた各入学者選抜試験を適切に運営するとともに、入試ミス防止のため、作題査読体制の強化やマニュアルの見直し等を進める。
- 公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱第8条第1号のアドミッションサイクルに基づき、必要に応じてアドミッション・ポリシーを改正する。

(入学者選抜制度の改善及び広報活動を通じた定員充足率の向上)【6】

- 各研究科の将来構想等を踏まえた大学院改革の中で入学者選抜制度の在り方も検討し、

必要な改善を行うほか、看護学研究科においては、本学看護学群を含め、看護系大学からの大学卒業直後の研究科入学に関する周知の検討を行う。食産業学研究科においては、地元食産業関連企業からの社会人学生や農学系学部設置大学、県内の栄養系学部設置大学等他大学からの進学者の受入れを推進する。

- コロナ禍における大学院広報の在り方や社会人入学希望者の掘り起こしの検討を行った上で、学群卒業生（見込み含む）や社会人等に本学の教育研究内容や入試制度を周知し、志願者数の増加及び定員の充足を目指す。

〔指標〕 大学院定員の充足（100% 令和8年度）

（2）教育の内容等

イ 学士課程

（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等に基づく教育課程の編成と学修成果の可視化）【7】

- 令和4年度からの教育課程の改編に向けて、全学ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの整備、学群ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直し、上位理念との整合性の点検を行うとともに、履修ガイドやウェブサイト等により学生及び学外への周知を図る。
- 策定したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーのもとに、各学群の教育目標達成のための体系的な教育課程を再編成し、それに基づき学則、履修規程等を改正し、令和4年度より実施する。
- 各学群の新教育課程に対応したカリキュラムマップを作成するとともに、科目ナンバリングの再設定、各科目のシラバス作成を行う。また、学生が自らの進路に応じた履修を進めることができるよう履修モデルの整備を行う。
- 看護学群においては、変化する健康ニーズや多様性に対応できる人材育成のため、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを点検し、一部修正を行う。
- 事業構想学群においては、学術への貢献に加え、高度な専門性と実践力に基づいて地域及び世界においてイノベーションを作り出すことのできる人材の育成に寄与しうる教育課程の再編成を行うとともに、イノベーションをデザインするために必要とされる幅広い科目を履修できるようにし、科目履修の自由度を向上させる教育課程とする。
- 食産業学群においては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿った教育を更に充実させるため、新規に必要な分野の教員を採用して未来を切り開く教育研究の展開を図り、広報等を通じて学内外へ周知する。
- 平成30年度に開始した卒業時の学修成果測定結果の分析を行い、現行教育課程におけるディプロマ・ポリシーに対する教育効果の検証及び測定方法の妥当性の検証を実施する。
- 学修成果把握のための評価項目及び評価方法、可視化手法について検討を行い、それらを基に「宮城大学教学アセスメントプラン」を策定する。
- 入学時から卒業までの学生の学修状況、就職等に関する情報の統合的な分析に基づくエンrollment・マネジメントのためのIRシステム導入の準備作業を行う。

（基盤教育と専門教育との連続性を高めた効果的な教育課程の提供）【8】

- 現行の教育課程に関する点検結果に基づき、基盤教育と専門教育との接続性と年次、学期での連続性を高めた教育課程の再編成と各授業内容の見直しを行う。
- 地域における実学教育の基礎として地域連携型実践教育プログラムの再構成を行うとともに、PBLの入口としての地域フィールドワーク等の科目内容の充実の検討を進める。また、語学及びグローバル教育科目の充実を図るとともに、海外研修プログラムを取り入れた教育課程及び授業内容の検討を進める。

[指標] 期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数
（210人 令和8年度）※年平均：35人

[指標] 地域連携型実践教育科目履修者の自己評価（75点以上（試行）令和3年度）

- 看護学群においては、看護イノベーションを実現する看護職を育てるために、変化する健康ニーズや多様性に対応した新たな教育課程を編成するとともに、文部科学省へ変更承認申請し承認を得る。また、基盤教育の地域連携型実践教育科目（地域フィールドワーク）と多様な場で行う専門教育（看護学実習等）との連続性を高める教育方法について検討するほか、多様な学修の機会が得られるよう既存の教育プログラム（災害看護プログラム、国際看護プログラム、専門職連携教育（IPE））を再考、構築する。さらに、シミュレーターやe-learningシステム等、多様な教材の活用により、看護実践能力の向上を図る。
- 事業構想学群においては、「イノベーションデザイン」のための科目の構築を行うとともに、デザイン研究棟における設計・プログラム、企画・アイデアを実体化するためのデジタルファブリケーション環境の強化をはじめ、機材や環境を整備することにより、教育研究を促進する。
- 食産業学群においては、基盤教育の理解につながる基礎的な実験を前倒しし、その内容を検討するとともに、食産業に関わるテーマを教材にした基盤教育を導入し、基盤教育と専門教育との接続性を高める。
- 令和4年度からの新たな教育課程の開始に合わせ、遠隔授業に関する学内規程類の見直しを行うとともに、基盤教育科目等の両キャンパス開講科目の一部において、キャンパス間での遠隔授業の試験的導入のための準備を行う。
- 新型コロナウイルス感染症対策として対面授業と遠隔授業との効果的な配分を進めるとともに、各授業の実施状況の管理及びアンケート等による点検を行い、必要な改善を行う。また、遠隔授業やデジタルツールを活用したアクティブ・ラーニングに関するノウハウを共有するための学内研修を実施する。
- 学ぶ意義と学修意欲を向上させる施設として整備したラーニングコモンズを活用し、授業時間外の学修支援の場として、チューデント・アシスタントを活用した学生相互の支援体制を充実させるとともに、学びを支援するための各種プログラムを展開する。

（学生一人一人の個性を伸ばすための実践的な教育プログラムの展開）【9】

- 全学基盤教育においては、国際社会動向や科学技術、情報通信技術の動向を学ぶための科目、アントレプレナー育成のための科目を設置するとともに、語学教育の見直し、地域社会の課題解決を目指した地域フィールドワークを含めた地域連携型実践教育プログラムの充実を図るなど、既設授業を含めて科目内容の見直しを行う。
- 事業構想学群においては、EDGE-NEXT事業において実施してきたプログラムを推進するために外部組織と連携し、アントレプレナーシップを育成する教育課程を展開するほか、デザイン研究棟に立ち上げるMYU-DSC（デザイン・スタディ・センター）を教育研究に活用することができるよう整備し、イノベーションデザインのための継続的なプラットフォームとメディアの構築、先端技術を融合した表現方法の体系化を図る。また、それらの環境や技術を、学生が学びを深め、研究を進め、地域貢献として活用できるようにする技術支援体制を構築し、教育推進による学生の技術力、デザイン力の向上を図る。
- 食産業学群では、PBLが中心となる卒業研究において、地域フィールドワーク等で学んだ内容なども取り入れ、地域におけるテーマについても指導を行うほか、実学教育プログラム等において、食産業に関する企業や研究機関で活躍している講師を招き、社会のニーズや課題に対するアプローチなどをテーマとした授業を展開し、起業や大学院で

の研究のためのアイデアを創出できる人材の育成を図る。

- 企業や自治体、他大学、各種研究機関等との連携による教育プログラムの企画、運営を行う。

ロ 大学院課程

(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の編成)【10】

- 令和3年度からの教育課程の改編に合わせて、全学ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び各研究科ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを改正するとともに、履修ガイドやウェブサイト等により学生及び学外への周知を図る。
- 事業構想学研究科及び食産業学研究科においては、各研究科の教育目標達成のための体系的な教育課程として構築された令和3年度からの新たな教育課程の実施を進める。また、看護学研究科では、令和5年度改編に向けた教育課程の編成作業を進める。
- 看護学研究科においては、高度な専門的知識及び課題分析、課題解決手法を身につけた看護人材の育成に向けた学士教育から継続した大学院への進学について検討する。
- 事業構想学研究科においては、令和3年度からの教育課程の講義科目を基に、NPO・パブリックセクターに特化した大学院教育プログラムの科目構成について検討する。
- 食産業学研究科においては、科学技術の進展、新たな社会課題に対応できる人材の育成について検討するほか、多様なバックグラウンドを持つ研究科の学生に対してきめ細かなガイダンスを行い、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに合致した教育を効率的に行うよう努める。
- 各研究科において新たな教育課程体系を示すカリキュラムマップを作成するとともに、科目ナンバリングの設定を行い、学生に周知する。また、学生が自らの進路に応じた履修を進めることができるよう履修モデルの点検、整備を行う。
- 学位論文審査基準をウェブサイト、履修ガイド等で公表する。
- 学位論文審査の透明性、公平性を明示できるよう、学位論文審査における評価指標、評価値の明確化を含めた審査報告様式の全学的な統一についての検討を進める。
- 学位論文審査プロセスを履修ガイドやウェブサイト等において明確に示し、学生への周知を徹底する。

(教育内容の改善及び学修成果の可視化)【11】

- 令和元年度に開始した修了時の学修成果測定結果の分析を行い、教育効果の検証及び測定方法の妥当性の検証を実施する。
- 学修成果把握のための評価項目及び評価方法、可視化手法について検討を行い、それらを基に「宮城大学教学アセスメントプラン」を策定する。
- 学生の入学時から大学院修了までの学生の学修状況、就職等に関する情報の統合的な分析に基づくエンrollment・マネジメントのためのIRシステム導入の準備作業を行う。

(将来を見据えた魅力ある大学院教育の再構築)【12】

- 事業構想学研究科及び食産業学研究科では、令和3年度の教育課程の改編により、実学教育やデータサイエンスに関する科目の充実、実施を図る。看護学研究科では、令和5年度に向けて教育課程改編の準備作業を進める。
- 看護学研究科においては、日本看護系大学協議会への「在宅看護専門看護師教育課程」の申請及び「在宅看護専門看護師養成コース」開設のための準備を行う。
- 食産業学研究科においては、老朽化した実験機器の更新と先端機器の導入、利用環境の整備により教育研究環境の向上を図るとともに、情報通信ネットワークを介した遠隔授業等を活用して、社会人のリカレント教育の提供方法に柔軟性と幅を持たせる。

- 社会人学生が学びやすいよう、情報ネットワークの利用による遠隔授業、遠隔研究指導の積極的な活用を図るとともに、対面授業と遠隔授業を効果的に組み合わせた授業展開を進める。

(3) 教育実施体制等

イ 教育研究組織

(教育研究組織の整備) 【13】

- 学部・学科制から学群・学類制への移行期を経て、本学が新たなステージでの展開を推進していくにあたり、大学改革の理念・目的に適合した組織体制となっているのかを改めて点検し、必要に応じて改善を行う。
- 学内の横断的な組織である各委員会や全学センター、教育推進センター等の教育研究組織が、十分に機能的に運営されているかの点検を行い、必要に応じて、改組、統合、新設等について検討する。

ロ 教員・教員組織

(教員組織編成方針等に基づく教員の適切な配置) 【14】

- 各学群・研究科において策定する教員組織の編成方針等を踏まえ、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。
- 教員の採用にあたっては、人事計画書の中で将来構想との整合性や求める教員像を明確にし、原則として公募によって採用を行う。
- 教育研究の活性化に資するため、学系組織の活動状況を点検し、実質化に向けての検討を行う。

(教員評価制度等による教員の適切な評価と質の向上) 【15】

- 平成31年4月から施行している新たな教員評価制度の定着を図るとともに、教員評価制度検討委員会による点検を通じて、必要に応じて随時改善を行う。
- 教員の年俸制の導入について、他大学等の情報を収集するなど、引き続き検討していく。

(ファカルティ・ディベロップメント等を通じた教員の自己研鑽と教育の質の向上) 【16】

- 本学が目指す教育を提供するための望ましい教員像及び教員組織の編成方針について、既存の関連規程等の点検を行うとともに、明文化の方法、内容について検討を進める。
- 全学及び組織ごとの階層化したレベルで教員育成及び自己研鑽のためのファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントプログラムを企画、実施する。また、実施にあたっては、オンライン上での実施等、教員が参加しやすい効果的な方法での実施を進める。

(4) 学生への支援

イ 学修・生活支援

(学生支援方針等に基づく学生への支援) 【17】

- A L C S学修行動調査の回答率を高めるとともに、過去3年のデータの分析を行う。
- 学生が安心して学生生活を過ごすことができるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるとともに、不安やストレスの強い学生の把握を行い適切な支援を提供する。
- 学修活動について、リメディアル、発展的内容の両面で意欲の向上と活動を支援するため、コモンズ運営室や基盤教育群との連携体制を検討、構築する。
- 学修困難学生については、引き続き科目担当教員の協力により欠席の多い学生の早期発見に努め、各学群スチューデントサービスセンター・ワーキンググループ(看護学群では学生ワーキンググループ)を中心に科目担当教員、健康支援室のカウンセラーや保健

指導員、事務職員が連携して支援を提供するほか、リメディアルが必要な学生に対する支援体制を検討する。

(多様な学生への適切な支援)【18】

- 新型コロナウイルス感染症の学内における感染拡大を防ぐため、学生、教職員が連携して健康教育等を実施する。
- 障がいのある学生やLGBTQ+の学生、外国人留学生の困難さやニーズについての把握に努めるとともに、支援体制について検討する。
- 障がいのある学生について、必要な合理的配慮を実施する。
- 多様性を尊重する態度の醸成に向け、ファカルティ・ディベロップメント等による啓蒙活動を実施する。

(経済的に問題を抱える学生への対応)【19】

- 国の修学支援制度や本学独自の授業料減免制度等について、ウェブサイトやメール等の多様な手段で周知を図る。
- 国の修学支援制度を利用している学生について、成績不良により支援が打ち切られることのないよう学群と連携し、適切な支援を提供する。
- 授業料の納付が遅れる傾向のある学生に対して、学群との連携や個別面談等を通して経済状況、修学状況等を把握し、適切に対応する。
- 学生のアルバイト状況の把握に努め、アルバイトに従事することで学修に支障が生じないよう支援を提供する。

ロ キャリア形成支援

(学生による主体的なキャリア形成及び就職活動の支援)【20】

- キャリア・インターンシップセンターと各学群キャリア担当教員が学生、企業や自治体、医療機関等の情報を共有するとともに、ゼミ(研究室)、領域担当教員とも連携し、学生のキャリアプランの実現を支援する。
- キャリア科目とインターンシップ科目の連携を一層強化するとともに、企業の採用動向を注視しつつ、業界研究セミナー、医療機関等研究セミナーやガイダンスを、対象学年に応じて効果的に開催する。
- 遠隔対応について、より充実した指導内容にするよう努めるとともに、ウイルス感染を防御し、健康状態を保つような就職活動法を指導する。
- 進路カードの電子化によって、迅速かつ確実な情報収集、活用を実現する。
- 地元企業団体との連携等を通じて、地元就職率の向上、Uターン支援の強化を図る。
- 公務員試験や国家資格試験に向け、学生のニーズを的確に捉え、外部講師を活用した学内講座等を効果的、効率的に実施する。

(インターンシップの充実等を通じた学生の社会人基礎力の向上)【21】

- コロナ禍でも協力いただける受入企業等との連携関係を基に、学生の視野拡大や実務能力の向上を図る。具体的には、講義への出講、企業や自治体、医療機関等が行っているインターンシップ等の具体的紹介や参加促進を行う。
- 研究室単位での産学連携・地域連携関係を基に、従来からの学外研修(アドバンストコース)との連携も意識しつつ、令和2年度に実施したような地域社会の価値創出につながる実践的インターンシップの展開を強化する。このような活動の認知度向上と実践促進を図るため、学外の先進事例のベンチマーク調査等を行う。また、学内外にこれら活動の継続的周知を図り、産学連携インターンシップの拡充を促進する。

[指標] 卒業生就職率(100%/年)

[指標] 看護師国家試験新卒合格率(100%/年)

[指標] 保健師国家試験新卒合格率（100%/年）

2 研究

(研究方針等に基づく戦略的な研究活動の推進)【22】

- 本学の特色を生かし、地域の発展に寄与する研究成果を創出するため、特別研究費等制度の見直しを検討する。
- 学系横断的な研究等本学独自の研究を推進するため、研究交流フォーラムの開催等により学内教員同士の更なる交流を推進する。

(研究力の強化による社会的評価の向上)【23】

- 競争的資金の間接経費を活用した論文投稿、掲載費用の補助を実施するため、対象となる論文誌や対象者の選定について検討するとともに、国際学会等発表旅費の効果的な運用方法の見直しを図る。
- ウェブサイトでの研究成果の発表を推進するとともに、研究交流フォーラムの見直しを行い、より効果的に研究成果を発信する。

[指標] 教員一人あたりの研究成果発表件数（1件/年 令和3年度）

(外部資金獲得による研究推進及び企業や外部機関等との連携の推進)【24】

- 地域連携業務と研究関連業務を一元的に集約することにより、研究支援機能を強化する。
- 競争的資金の獲得に向けた勉強会の開催や、教員研究費の配分を外部資金の獲得につなげる取組により、外部資金獲得額の増加に努める。
- 研究成果の社会実装を戦略的に展開するため、研究成果の知財化、企業への技術移転に関する業務において外部専門機関を活用する等、効率的な推進を図る。
- 地元企業等の外部機関との連携を加速させるため、学内研究シーズと社会ニーズの把握に努め、企業訪問やマッチングイベントを通して、学内シーズの積極的な売り込みを行う。

[指標] 外部資金獲得総額（179,350千円 令和3年度）

3 教育研究環境の整備

(教育研究環境等の整備・運用)【25】

- 第3期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事（大和キャンパス9件、太白キャンパス2件）を実施する。
- 各学群等で教育研究環境充実に取り組むため必要となる大型実験機器等の整備、更新について、適切に予算化し、計画的に進める。

(図書館及び学術情報と関連サービス、プログラムの提供)【26】

- 資料整備方針や資料選定基準に沿って、資料の電子化を進め、適切に蔵書の管理、整備を行う。
- 書庫狭隘化の対策を総合的に計画し、除籍作業に向けた体制等の整備と試行的実施を目指す。
- デジタルを含む資料の利活用による学修・研究支援を更に促進するため、ディスカバリーサービスの導入等これからの統合的な資料検索の在り方を検討する。
- SARTRAS（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）への登録を行い、遠隔授業等で使用される著作物における著作権処理の利便性を高め、教材作成を支援する。
- 出版部事業として、書籍出版等に関する調査を実施する。
- 研究ジャーナルの定期的な発行等、学術機関リポジトリの活用を進め、オープンサイエンスへの対応と研究資源、発信力を充実させる。

- 「六限の図書館」等，図書館活用促進事業の更なる充実と，新しい方向性として，オンラインを活用した事業を実施する。
- ディスカバリーcommonsの利活用を進め，施設全体の更なる機能向上に向けて検討を行う。

(研究費の適切な配分) 【27】

- 特別研究費及び国際研究費の内容を見直し，従来の観点に加え，外部資金獲得可能性を評価項目とすることや，若手研究者が優先採択される仕組みの構築，さらには産学連携や地域貢献等，強化する分野を明確化する。
- 教員研究費の配分にあたっては，外部資金の獲得状況や過去の研究費執行状況を考慮し，研究水準の向上に資する適切な配分となるよう制度を検証する。

第2 地域貢献等に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域貢献

(本学が有する知的資源の地域への還元) 【28】

- 住民を対象とした公開講座，企業や自治体に向けたセミナー，看護人材育成のためのセミナー等を企画し開催する。
[指標] 公開講座等への延べ参加者数 (1, 600人/年)
- オンライン公開講座については，本学のシーズに重点化した内容を盛り込む。
- 地域の自治体等からの要請に応じて教職員を派遣するなど，地域の新型コロナウイルス感染症対策を支援する。
- ウェブサイト等へ活動状況や成果等を掲載することなどにより効果的な情報の発信に努める。
- 交流棟オープンスタジオPLUS ULTRA-の活用を促進する。
- 大学施設の学外者利用機会の増加により，地域への開放を進める。

(自治体・企業・医療機関等との連携による受託事業，受託・共同研究等の推進) 【29】

- 地域連携業務と研究関連業務を一元的に集約することにより，研究支援機能を強化する。
(再掲)
- 企業や自治体等への訪問活動や相談への対応を積極的に行う。
- 企業や自治体，医療機関等との連携を積極的に推進するとともに，新たな協定締結先の開拓に努める。
- 自治体等へ各種委員会等の委員や講師等の派遣を行う。
[指標] 市町村等の各種委員・講師の派遣件数 (300件/年)
- 企業や自治体等への訪問や相談を通して明らかになったニーズや課題に対応するためマッチングを行い，連携事業や受託事業，受託・共同研究等を実施する。
[指標] 市町村や企業等との連携事業・受託事業数 (12事業/年 令和3年度)

(東日本大震災からの復興支援) 【30】

- 真の復興，発展に向けた産官学民のパートナーシップを検討し，震災復興の経験を踏まえた地域未来共創プロジェクトの可能性を検討する。
- 震災復興における発展期や新たな災害を見据えた災害看護のニーズを整理し，災害看護プログラムの再構築や地域の防災活動におけるネットワークづくりについて検討していく。
- 東北・宮城の未来を見据えて，看護学，事業構想学，食産業学の各領域及び全学的な連携の視点からの教育研究活動の可能性について検討していく。
- 震災復興，防災関連の教育研究活動の成果を踏まえ，研究交流フォーラムや公開講座等を活用し，学外への発信を検討していくとともに，自治体への防災教育や政策提言につ

いて検討していく。

(地域の災害レジリエンス強化に向けた支援)【31】

- 激甚化、頻発化する災害に関する学際的な調査を推進し、看護学、事業構想学、食産業学の各領域及び全学的な連携の視点から、地域の災害対応に向けた課題抽出や政策提言について検討を行っていく。
- 防災関連の専門家の学内外の連携を図り、災害レジリエンスに関する研究活動を推進し、自治体との勉強会、研究交流フォーラム等で研究成果を発信していく。
- 防災や減災に資するレジリエンスをテーマとした教育プログラムについて検討を行い、大学院教育における自治体枠を視野においた特別プログラムを検討していく。

2 国際交流

(国際交流方針等に基づく連携先の開拓や交流環境の整備)【32】

- 海外で活躍する識者、実業家等による講演を実施し、大学全体において国際感覚や多文化理解を醸成する環境を整備する。
- 海外研修及び留学に備え、英語を中心とした当該地域言語及び文化、社会の研修を提供する。
- ポストコロナの留学及び海外研修について遅滞なく実行に移せるよう海外研修の目的、実施方法、内容等を検討し、地域や言語、文化等のバランスをとりながら戦略的に国際交流協定校を開拓する(インドネシア、オランダ、ニュージーランド、台湾、フィリピンなど)。
- ラーニングコモンズ等を利用し、本学の学生及び留学生との語学交流や多文化間交流を行う。また、英語でコミュニケーションを取れる場を提供し、英語学修に対するモチベーションを高める。

(多様な交流プログラムを通じた学生の国際的視野の涵養)【33】

- これまでの協定校派遣(長期)やリアル・アジア(オーストラリア、マレーシア)などの短期研修を継続するとともに、新たな海外派遣に関わる学修支援を検討する。
- 海外研修プログラムの危機管理マニュアルをアップデートし、渡航安全情報とともに提供する体制を整備する。
- 本学における高度外国人留学生の受入れを進めるため、日本語学校等の外国人留学生に対するリクルートメントを推進する。
- 外国人留学生の就職支援と地域のグローバル人材育成のために、外国人留学生と県内企業との交流促進を図る。

[指標] 海外派遣学生枠(200人/年 令和8年度)

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営の改善

(国や他大学の動向等を踏まえた経営の効率化)【34】

- 理事会、教育研究審議会等の学内運営組織を通じ、理事長兼学長を中心として迅速な意思決定と適切な業務の運営に努めるとともに、経営審議会等においては、引き続き、学外有識者の積極的な登用を図っていく。また、大学運営の効率化や適正な事務執行を担保するため、監査の充実に努める。
- 国や他大学の動向等を踏まえながら、より効率的な大学の経営の在り方について検討していく。

(中期計画と連動した戦略的な予算配分)【35】

- 年度計画及び予算編成の基本方針に基づき、法人の財政状況及び中期計画の進捗状況に

配慮しつつ、中期計画及び年度計画との整合性や妥当性を検証し、適切な予算編成を行う。

2 人事の適正化

(人事異動方針等に基づく事務職員の適正な配置)【36】

- 事務職員の採用にあたっては、原則として、公募による選考とする。また、配置においては、組織運営の効率性のほか、職員的能力・適性等も加味し、本人のキャリアプランを十分考慮した人事異動を行うよう努める。
- 法人採用職員の幹部職員への登用を積極的に進める。
- 職員の資質向上と組織の活性化を図るため、引き続き、適正な業績評価を実施するとともに、他団体との人事交流等を促進する。

(教育研究支援体制の充実・強化と人材の育成)【37】

- 組織的なスタッフ・ディベロップメントや研修等を実施し、有為な専門性の高い事務職員を育成するとともに、教員と事務職員との協働による適切かつ効果的な大学運営の推進を図る。

3 事務等の効率化・合理化

(業務執行等の効率化・合理化)【38】

- 教員と事務職員の協働による業務改善を積極的に奨励し、ペーパーレス化やアウトソーシング、情報システムの導入等の取組を推進する。
- 事務組織の点検を意識的に行い、共同参画や働き方改革関連法の趣旨を踏まえた、多様で柔軟な働き方について検討する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保

(学納金等の安定的な確保)【39】

- 授業料その他の各種学生納付金について、他大学の金額設定の情報収集を行い、法人の収支状況及び社会情勢等を勘案し、必要に応じて額の改定について検討する。

(その他自己収入の確保)【40】

- 学内施設の外部への貸付を適切に行う。
- 令和元年度に創設した「ネクストリーダーズ基金」について、取引業者や同窓会といった関係先への募集活動を積極的に実施する。

2 経費の抑制

(業務効率の向上と経費抑制)【41】

- 業務効率の向上と適切なデータ管理のため、人事給与システムの構築と財務システムの更新を行う。
- 業務の外部委託等を推進するとともに、契約内容について随時の見直しを行い、コスト削減や業務の簡素化、合理化を図る。

3 資産の運用管理の改善

(施設・設備等の適切な維持管理)【42】

- 委託業者と連携した計画的な施設の保守管理を行い、不具合が発生した場合には、できるだけ速やかに修繕等を行う。
- 資金繰り等を勘案し、余裕資金が生じた場合は、定期預金など安全で確実な金融商品に

より運用する。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価の充実

(認証評価の評価基準等も見据えた自己点検・評価の実施と公表)【43】

- 評価委員会及び内部質保証実施委員会を中心に、第2期、第3期中期計画進捗管理シートを用いて、令和2年度実績評価、第2期中期目標期間評価、令和3年度実績評価（見込み）、令和4年度計画の策定をそれぞれ適切な時期に実施するとともに、ウェブサイトにより第三者（県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会）による評価の結果や、法人による自己点検・評価の結果を公表する。
- 第三者（県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会）による外部評価の意見や、法人の自己点検・評価による改善策については、内部質保証実施委員会や学内の評価委員会、経営審議会、教育研究審議会及び理事会等において共有するとともに、PDCAサイクルに基づく分析、検討を行い、業務実施や次期年度計画に適切に反映させるなど、法人の業務運営の更なる改善に生かす。

(内部質保証システムに基づく各PDCAサイクルの実施と定着化)【44】

- 年度単位でのPDCAサイクル（教員活動改善、授業改善、教育・教育環境改善、ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント、施設整備等）については、委員会や全学センター、教育推進センター等の各学内組織による点検、評価を実施し、必要と認められる場合には次年度に向けた改善計画を策定する。
- 中期計画サイクルについては、PDCAサイクルの移行期にあたることから、前サイクルに関する実績評価を実施し、改善すべき課題を明らかにする。
- アドミッション、カリキュラム、ディプロマの各PDCAサイクルに関しては、担当組織を中心に自己点検・評価結果等に基づく各ポリシー等の改正作業を行い、令和4年度の教育課程の改編に向けた改善の具体化を図る。
- 内部質保証実施委員会を中心に現行の内部質保証システムの適切性について点検を行い、必要と認められる場合には改善措置を講ずる。

2 情報公開の推進等

(広報基本方針等に基づく全学広報の推進)【45】

- 第2期中期目標期間中に構築した全学的な広報推進体制を維持するとともに、宮城大学広報基本方針に基づく具体的な取組を着実に進捗させ、戦略的な広報施策を推進する。
- 主要事業である大学案内やウェブサイト、印刷物については、引き続き広報グラフィック基本コンセプトのもと、統一感のある広報を展開する。
- 広報推進体制を活用した情報収集とコンテンツ発信の強化を図るとともに、プレスリリースの積極的な活用や県内テレビ局、新聞社との連携強化により、本学の認知度向上を図る。
- 広報アンケート等による質的評価及びウェブアクセス解析等の量的評価により、広報施策におけるPDCAサイクルを確立し、効果的、効率的な広報施策を展開する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等

(施設設備の整備・活用等)【46】

- 第3期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事（大和キャ

ンパス9件，太白キャンパス2件，教員宿舎1件）を実施する。

2 安全管理等

(安全で衛生的な労働環境の確保)【47】

- 事業場衛生委員会を定期的で開催し，教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に努める。
- 常に，職場における教職員の安全に配慮し，健康の確保，快適な職場環境の形成促進等に努める。

(情報セキュリティを含む安全安心な教育研究環境の整備)【48】

- 施設や消防設備について，委託業者と連携した定期的な保守管理を行うとともに，不具合発生時には速やかに修繕を行うなど，安全を確保する。
- 固定資産については決算時に減損兆候の把握のため現物の確認を行う。また，備品及び貴重物品については取得時に台帳登録を行い，教員の異動時等に適切に移管，抹消等の手続を実施する。なお，薬品については，令和元年度に整備した薬品管理システムにより，適切に管理，運用する。
- 定期的な防災訓練により教職員及び学生への防災教育を推進するとともに，災害発生時に備えた資機材等の備蓄を確保する。
- 情報セキュリティ教育として，情報セキュリティポリシーに関する講習会を開く。
[指標] 個人情報漏洩事故件数（0件／年）

3 人権の尊重

(人権侵害の防止に向けた体制整備と取組強化)【49】

- 宮城大学人権侵害防止及び対策本部を毎年度定期的で開催し，人権侵害防止に向けた研修や啓発活動を実施するなど，人権侵害の未然防止に努める。
- 人権侵害の未然防止や初期対応において，適切に対処できるよう，相談体制の充実を図る。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,742
授業料等収入	998
受託研究費等収入及び寄附金	99
補助金	101
その他収入	52
目的積立金等取崩	26
計	4,018
支出	
教育研究費	2,456
（うち人件費）	（1,779）
一般管理費	1,224
（うち人件費）	（614）
施設整備費	333
補助金	5
計	4,018

2 収支計画（令和3年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	4, 0 8 4
經常費用	4, 0 2 8
業務費	3, 8 7 1
教育研究経費	5 1 2
受託研究等経費	7 1
人件費	2, 3 9 3
一般管理費	8 9 5
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	1 5 5
臨時損失	5 6
収入の部	4, 0 8 4
經常収益	4, 0 2 8
運営費交付金収益	2, 6 8 6
授業料等収益	9 9 8
受託研究等収益（寄附金を含む。）	1 2 5
財務収益	0
雑益	5 2
資産見返負債戻入	6 6
資産見返運営費交付金等戻入	4 1
資産見返物品受贈額戻入	2 5
補助金収益	1 0 1
臨時利益	5 6
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（令和3年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	4, 0 1 8
業務活動による支出	3, 5 9 8
投資活動による支出	3 2 9
財務活動による支出	9 1
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	4, 0 1 8
業務活動による収入	4, 0 1 8
運営費交付金収入	2, 7 4 2
授業料等収入	9 9 8
受託研究等収入	2 2 6
その他収入	5 2
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	0

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

- 5億円

2 想定される理由

- 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- なし。

第10 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、知事からの承認を得た上で、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に充てる。

第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第7条第1号から第3号関係）

1 積立金の処分に関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）

- なし。

2 人事に関する計画

- 各学群・研究科において策定する教員組織の編成方針等を踏まえ、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。
- 教員の採用にあたっては、人事計画書の中で将来構想との整合性や求める教員像を明確にし、原則として公募によって採用を行う。
- 教育研究の活性化に資するため、学系組織の活動状況を点検し、実質化に向けての検討を行う。

- 平成31年4月から施行している新たな教員評価制度の定着を図るとともに、教員評価制度検討委員会による点検を通じて、必要に応じて、随時改善を行う。
- 教員の年俸制の導入について、他大学等の情報を収集するなど、引き続き検討していく。
- 本学が目指す教育を提供するための望ましい教員像及び教員組織の編成方針について、既存の関連規程等の点検を行うとともに、明文化の方法、内容について検討を進める。
- 全学及び組織ごとの階層化したレベルで教員育成及び自己研鑽のためのファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントプログラムを企画し、その実施を行う。また、実施にあたっては、オンライン上での実施等、教員が参加しやすい効果的な方法での実施を進める。
- 事務職員の採用にあたっては、原則として、公募による選考とする。また、配置においては、組織運営の効率性のほか、職員の能力・適性等も加味し、本人のキャリアプランを十分考慮した人事異動を行うよう努める。
- 法人採用職員の幹部職員への登用を積極的に進める。
- 職員の資質向上と組織の活性化を図るため、引き続き、適正な業績評価を実施するとともに、他団体との人事交流等を促進する。
- 組織的なスタッフ・ディベロップメントや研修等を実施し、有為な専門性の高い事務職員を育成するとともに、教員と事務職員との協働による適切かつ効果的な大学運営の推進を図る。

(再掲)

3 施設設備に関する計画

- 第3期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事（大和キャンパス9件，太白キャンパス2件，教員宿舎1件）を実施する。
- 各学群等で教育研究環境充実に取り組むため必要となる大型実験機器等の整備，更新について，適切に予算化し，計画的に進める。

(再掲)

以上